

平成20年度「介護サービス情報の公表」制度事業者説明会 質問回答

1. 報告システムに関すること（主旨が同じ質問への回答は1つにまとめさせていただいています）

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
1	報告システムは30分放置すると、保存も登録もできなくなる(自動でログアウト)との説明だったが、万が一そうなった場合の対処方法はどのようなのか？ログイン直し、入力し直せばいいのですか？	保存・登録を行わず、自動でログアウトしてしまった場合は、お手数ですが、再度、ログインし、また始めから入力してください。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
2	提出済のデータはプリントアウトできますか。	現在のところ、システム上には事業所側でデータ出力する機能が付いておりませんので、入力画面ごとに、画面プリントをする方法しかございません。 公表センターにて、内容を確認後、受理した段階で、エクセルで出力し、メール送信させていただく予定にしております。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
3	なぜシステムが変わったのか理由が分からない。事業所によってはインターネットが接続できる環境になっていない。これらをするのもコストアップになる。補助はないのか？(メールアドレスも事業所にない)	報告システムの導入は、全国一律のことであり、事務作業の簡素化を目的に導入されたものです。ただし、インターネットに接続できない環境にある事業所のかたは、従来どおり、「手書き用調査票」をご利用いただけるようにしておりますので、ご理解ください。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
4	メールアドレスも回答できる人(担当者)との説明であったが、本部にはアドレスがあるが、担当(事業所)にはアドレス(環境)がない。	提出フォームに記入いただくメールアドレスは、公表センターからの連絡や、受理後のエクセルファイルを送信させていただくために利用させていただきますが、送信不可の場合は、その旨を、提出フォームの「備考欄」に記入してください。フロッピーディスクに保存して送付させていただくか、何らかの対応をさせていただきます。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
5	チェック記入し登録をした後、チェックの訂正はできますか。	「登録」ボタンを押すと状況欄が「記入済」となります。「記入済」の状態のときは再度記入して登録ができます。「提出」ボタンを押すと状況欄が「提出済」となり、訂正はできませんので、変更したい場合は公表センターへご連絡ください。公表センターから調査票の「差戻し」を行います。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
6	差戻しなどの確認は、提出後いつ頃から可能か？	調査票を提出いただいた後は、公表センターで確認作業をさせていただきます。なるべく早め(提出後3~4日以内)に確認し、「差戻し」の際は、電話等でご連絡させていただきますが、報告期日前後は、お時間をいただくこともありますので、ご了承ください。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
7	一時保存してログアウトした後、次回ログインした時は、情報は残っているのでしょうか？	一時保存をしてログアウトし、再度ログインした際には、一時保存をした時の記入内容が表示されます。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
8	報告システムで提出済のエクセル書式の送付は、何日後に送られてくるのか？	調査票を提出いただいた後は、公表センターで確認作業をさせていただきます。なるべく早め(提出後 3~4 日以内)に確認し、「受理」の際は、エクセル調査票を送信させていただきますが、報告期日前後は、お時間をいただくこともありますので、ご了承ください。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
9	入力にどのくらいの時間がかかるのか。	サービスの種類によって、項目数も違います。昨年度、公表を実施している事業所については、基本情報は昨年度の公表内容が初期設定されていますので、変更か所のみでの修正となりますが、新規の対象事業所については、全ての項目を入力していただくこととなります。一度に記入が難しい場合は、一時保存をしながらの記入をおすすめします。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日

2. 制度全般に関すること

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
1	介護支援専門員への1か月に1回以上の状況報告が調査項目から削除されましたが、これは今後やらなくても良いと理解してよいのでしょうか。それとも調査項目から削除されただけで、当然やるべきなのでしょう。	あくまでも、公表制度の調査項目として削除されたものであり、基準等との関連はないものとご理解ください。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
2	公表制度に関するホームページのアクセス件数はどのくらいなのか。どのような人がアクセスしているのか具体的な数値を知りたいです。	平成 19 年度の「広島県介護サービス情報公表システム」へのアクセス件数は 37,372 件です。月別件数は別紙をご覧ください。また、どのような人がアクセスしているかなどの詳細は、現行のシステムでは把握できる仕組みとなっております。今後、制度の利用促進に向けて大切なご指摘と考えますので、改善に向けて県から介護サービス情報公表支援センターへ報告します。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
3	公表システムが導入されて、アクセス数以外に実際に利用された方の生の声が聞いてみたいです。	平成 19 年度に普及啓発説明会を開催し、利用者に公表システムを利用して見た感想等を一部掲載していますのでご覧ください。(福祉ひろしま第 60 号【特集1】)	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
4	主たるサービスとは母体が有料老人ホームになり、株式会社の運営の下に事業所を営業している場合は、特定施設入居者生活介護に区分するのでしょうか。それとも今まで報告しているとおり介護老人福祉施設での報告でよいのでしょうか。	運営母体の種類に関わらず、当該事業所がどのサービスグループに該当するかをご確認ください。(不明な点はお問い合わせください)	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
5	調査事務・情報公表事務手数料について、複数の事業所を抱えているため、かなりの経費がかかるのでどうにかできないのでしょうか。	調査・報告の対象となる事業所等については、厚生労働省令等に規定されているところですので、御理解・御協力をいただきたいと思います。	広島県	6月11日

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
6	資料の「該当なし」の具体例について、 A.「 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし」はデータ欄「あり」、 B.「 該当なし」× ×はデータ欄「なし」に印をする という理解で正しいか。 データ欄とは調査票において事業所が報告する欄を指しません。	「該当なし」欄は、従来の解釈が変更され、事業所においてそもそも取り組み自体を行っていない(仕組みがない)場合にのみチェックすることとなりました。 ご質問の例では、Aは該当なし欄にチェックがあるのでデータ欄に「あり」「なし」を記入する必要はありません。Bは、該当なし欄にチェックがありませんので、データ欄に「あり」「なし」の印を付けることとなります。	広島県介護サービス 情報公表センター	6月11日
7	バリアフリーかどうかを問う項目があるが、ある程度の段差や階段は在宅生活を続けるためには必要と思われる。車椅子での移動が可能な状態であればOKなのではないか。	バリアフリーの程度については、様々なご意見があろうかと思われませんが、調査項目の中で求めている「バリアフリー構造とする工夫」とは、あくまでも床の段差・急な傾斜・鋭く角張った場所・滑りやすい床等の解消について工夫がされているかを確認させていただくものであることをご理解ください。	広島県介護サービス 情報公表センター	6月11日
8	調査員の無礼な発言があり、調査員の選定をしっかりとほしい。	調査員の調査に臨む態度・姿勢等については、調査員基礎研修や調査員連絡会議等で繰り返し周知徹底を行っておりますが、引き続きご意見を受け止め徹底してまいります。	広島県介護サービス 情報公表センター	6月11日
9	訪問調査で確認する資料について、すべてコピーして保管していますが、1つのサービス事業所ごとに10cm位のファイルとなり、単年度だけでも大変です。原本で調査していただいてもコピーでの保管は必要ですか。	契約書など利用者ごとの記録は原本での確認が必要ですが、それ以外はコピーでも可ということです。したがって、資料の原本が提示できるのであれば、それらを準備いただければ結構です。必ずしもコピーをとり保管しておく必要はないものとご理解ください。	広島県介護サービス 情報公表センター	6月11日
10	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)で短期入所生活介護サービスを行っているが、通知どおり調査は別でしょうか。例えば介護老人福祉施設ではグループ化され、主たる対象サービスとなっていますが。	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)サービスのグループには、短期入所生活介護は含まれておりません。よって、通知どおり別々の調査となります。(不明な点はお問い合わせください)	広島県介護サービス 情報公表センター	6月11日
11	訪問調査1日2グループ調査について、 当事業所の場合、A事業所とB事業所がバス停1つで離れています。1日2グループ調査となっています。その場合、手引きp11の流れでいきますと、10:20からAとBの見学を行い、Aを調査し、Bへ移動して調査を行うのですか。 1日かけて1グループ調査を行う場合と、1日2グループまとめて調査する場合の調査手数料が同じというのはおかしい。調査員も2日かかるところが1日で終了するので、報酬経費が少なくなる分同一日の事業所には軽減があってもよいのでは。	手引き p11 の訪問調査スケジュールはあくまでも例としてお示ししているものです。事業所のご事情に合わせて調査が円滑に進むよう調査当日の進め方は調査員と打合せをいただければ結構です。 手数料の金額は、厚生労働省通知「『介護サービス情報の公表』制度における手数料に関する指針」に示されている、「統一単価を設定する方法」により各サービス一律に設定しているところです。なお、来年度以降の手数料の金額については、制度施行後3年間の実施状況及び事務の効率化の進捗等を踏まえ、検討する予定です。	広島県 情報公表センター	6月11日

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
12	<p>介護サービス情報の公表制度についての情報も公開していただきたい。</p> <p>公表事務手数料，調査事務手数料の内訳(なぜこのような値段設定なのか)</p> <p>この制度の有効性</p> <p>サービス選択にどれだけ貢献しているのか，今見る人が少ないのなら今からやる必要はない気がする。</p>	<p>手数料の金額は，厚生労働省通知『介護サービス情報の公表』制度における手数料に関する指針を踏まえ，公表事務については，情報入力費・システム維持管理費・人件費等，調査事務については，調査員養成費・人件費・調査旅費等を算定し，積算しております。</p> <p>介護サービス情報の公表制度は介護保険法により事業者に実施が義務付けられているものであります。県では，制度が利用者のサービス選択に役立つよう，引き続き，制度の普及啓発に努めて参ります。</p>	広島県	6月11日
13	<p>調査に来られても，単純に「できている」「できていない」と判断されるだけで，それがそのまま公表されるだけ。今後こうした方がよい等のアドバイスがない。マニュアルも独自のものでもよいが，市販されている本だけでも良いといわれた。当事業所は独自のマニュアルを作成しているが，市販されている本だけでマニュアルがあるという判断には疑問を感じる。</p>	<p>介護サービス情報の公表制度は，事業者における現に行われている事柄(事実)を確認調査し，調査結果をそのまま公表する制度であり，第三者評価や指導監査とは趣旨・目的が異なるものでございます。</p>	広島県	6月11日
14	<p>提供されているサービス内容から事業所を検索できるシステムは今後できるのか。現行では，事業所を探すにも内容を確認めるにも時間や手間がかかり過ぎる。その割に知りたい情報は的確には得られない。トップに事業所一覧(名称，所在地，TEL・FAX)をおいてそこから事業所ホームページにアクセスできるほうがよい。</p>	<p>ご質問の点については，「介護サービス情報公表システム」においてすでに実現されているものと考えます。ただし，時間や手間がかかるといったご指摘については，重視する項目についての検索機能など，改善に向けて県から介護サービス情報公表支援センターへ報告を行います。</p>	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
15	<p>仕組み，取組みのありなしという項目は，解釈の仕方によって取り方がいろいろで，実際客観的な比較・検討にならない。マニュアルとか事業計画等はしっかりいってどうでもいい。知りたいのは事業者のパワー，備えている人材，素材である。利用者自身が閲覧できて選択できることが目的なら今の制度は必要なく止めたほうがよい。</p>	<p>制度の存廃，公表項目や事業所選択の基準については，様々なご意見があろうかと思えます。公表制度の発足後2年が経過し，利用者の選択に資するための制度のあり方についての検証が今後行われるものと思われます。公表項目の細部の見直しなども含め，現場の実情を踏まえた具体的で建設的なご提言をいただければと存じます。</p>	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
16	<p>事業者から手数料を集めて行っている制度であり，費用対効果がどれほどあるのか。</p>	<p>現在のところ，システムへのアクセス件数以外の方法で，利用状況を把握することは困難な状況ですが，利用者が増加するよう，引き続き，制度の普及啓発に努めて参ります。</p>	広島県	6月11日
17	<p>予定されている日程の変更はできますか。また，変更する時はどうすればよいですか。</p>	<p>調査日程の変更はできますので，センターへご連絡ください。</p>	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日

No	質問内容	回答	回答者	掲載日
18	本情報の公表について調査を行いインターネットに掲げたことでの効果を知りたいです。利用者本人、家族の方が頼りとするところが本当にインターネットなのか。ケアマネに情報を集めておく方がより効率的ではないか。	インターネットでの情報公表は、いつでも、どこでも、だれでも見ることができることを利点としています。しかし、実際にインターネットを利用できない、利用できる環境にない方々も多数いらっしゃることも事実です。その意味で、ご指摘のとおりケアマネジャーなど利用者と事業者のパイプ役となる方々にもっと利用して頂く努力をしていくことが必要と考えています。具体的には公表画面をより見やすいものに改善していくことや、普及啓発説明会、きめ細かい広報活動等を行う予定です。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
19	調査について、前年度の調査員では「あり」で今年度「なし」という例があった。	調査の均質化、統一化については、調査員連絡会議等で繰り返し徹底を図ってまいります。	広島県介護サービス情報公表センター	6月11日
20	居宅介護支援には上限が決まっており、他のグループと同じ手数料を単独で支払うのはおかしい。手数料の軽減を検討してほしい。	一体的な調査の対象となる事業所等については、厚生労働省令の規定に基づきサービス区分しているところです。 なお、一体的なグループにおける調査・報告に関しましては、主たるサービスのみ実施することとしております。	広島県	6月11日